



## 【主たる生計維持者】

- 健康保険の被扶養者の条件の1つに「主として被保険者によって生計を維持されている」ことがあります。  
具体的には、継続的に生活費の半分以上を被保険者が負担していることをいいます。
- 認定を受けるために、一時的に支出を増やしたり金額を上乗せするなどして、生計費を増額することは認められません。
- 生計費の妥当性を確認するため、人事院が算定している「費目別、生計人員別標準生計費」（下記参照）とかけ離れている場合には、実態を証明できるものの提示を求める場合があります。

費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月） ※令和5年8月7日公表 人事院勧告

費目	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費		33,220円	33,500円	52,750円	72,000円	91,240円
住居関係費		46,640	49,610	45,080	40,550	36,020
被服・履物費		5,760	3,920	6,340	8,760	11,180
雑費Ⅰ		24,830	25,830	49,460	73,090	96,720
雑費Ⅱ		10,460	12,220	16,990	21,770	26,540
計		120,910	125,080	170,620	216,170	261,700

## 【生計費】

- 扶養認定における生計費とは、日常生活を営むに当たり継続的（年1回以上）に必要な商品やサービスを購入すると同時に、現金・カード・商品券等を用いて実際に支払った金額を指します。
- 住宅ローン・借金の返済、貯蓄性のある保険掛金、税金、社会保険料、有価証券購入などは生計費に含みません。

食料費	飲食に供される食品およびこれに伴うサービスに対する支出 (例) 食料、飲料、外食、出前、給食 など
-----	--

住居関係費	家賃地代	住宅・土地の賃借に関する支出（住宅・土地の購入、新築・増改築、住宅ローン返済は含めない） (例) 家賃、借地代 など
	設備修繕・維持	住宅や設備の維持に関する貯蓄性・財産性のない支出（突発的・一時的なものを含めない） (例) 掛け捨て型の火災・地震保険料 など
	光熱・水道	住宅の照明、冷暖房など家事に用いるエネルギーおよび上下水道料に対する支出 (例) 電気代、ガス代、灯油代、上下水道料 など
	家事用品	炊事・洗濯・掃除・裁縫などに用いる消耗品およびサービスに対する支出（年1回以上のもの） (例) 電球、タオル、洗剤、ティッシュ・トイレtpーパー、ポリ袋・ラップ、殺虫・防虫剤、汲取料、浄化槽清掃代 など

被服・履物費	被服、履物およびこれらに伴うサービスに対する支出 (例) 洋服、下着、靴、クリーニング代 など
--------	--

雑費Ⅰ	保健医療	健康の維持、疾病の治療のために必要な商品およびサービスへの支出 (例) 医科・歯科診療代、医薬品、紙おむつ・マスク・絆創膏などの衛生用品、矯正用の眼鏡・コンタクトレンズ、健康診断受診料 など
	交通・通信	人の移動、物の運送、情報の伝達に必要な商品およびサービスへの支出 (例) 電車・バス・タクシー代（通学・通院など使用が必須なもの） 車検代、ガソリン・その他消耗品代、契約駐車場代（対象者が使用する車両のもの） 郵便料金、宅配料金、固定電話・携帯電話料金 など
	教育	学校教育法に定める学校で受ける教育・補習に必要な商品およびサービスへの支出 (例) 授業料、修学旅行費、PTA会費、教科書、学習参考教材 など
	教養・娯楽	教養、娯楽、趣味などのために必要な商品およびサービスへの支出 (例) 文房具、電池、趣味用品、新聞、書籍、NHK受信料、インターネット接続料 など

雑費Ⅱ	上記の項目に分類されない諸雑費 (例) 理美容代、化粧品代、洗面用品代、掛け捨て型の医療保険、介護サービス代、保育料・学童クラブ費、集合住宅の共益費、町内会費 など
-----	---